

## 株式等の募集・売出しに係る顧客への配分に関する基本方針

武甲証券株式会社

- 当社は、募集（日本証券業協会「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」（以下「配分規則」といいます。）第1条に規定する「募集」といいます。以下同じ。）若しくは売出し（同条に規定する「売出し」といいます。以下同じ。）の取扱い又は売出し（以下「募集等」といいます。）に係る株券等のお客様への配分において、お客様の多様な運用のニーズを的確に捉え、マーケットメカニズムに依りつつ適切かつ多様な商品を提供することを旨として業務を行っております。
- 株券等の配分を行うに際して、当社はあらかじめお客様の需要動向の把握に努め、適切な募集等の取扱いを行うとともに、公正な配分に努めることを基本方針としております。
- 具体的な配分につきましては、証券投資についての知識や経験資力といったいわゆる「適合性の原則」の徹底に留意しつつ、商品に対するリスクの認知度、当社との取引状況、投資スタンス（長期保有目的かどうか、円滑な流通市場形成に寄与しうるか）等を総合的に勘案して行うこととしております。原則として配分を行う予定数量の10%以上については抽選により配分先を決定することとしております。次に掲げる場合には抽選の割合を引き下げます。
  - ① 個人顧客の配分の申込数量が当社への配分予定数量に満たない場合。
  - ② 抽選の申込み数量が当社における抽選数量に満たない場合。
  - ③ 抽選を行う数量が5単位に満たない場合。

④ その他合理的な理由がある場合。

また、株券等の個別の配分を抽選以外の方法により行うに当たっては、特定の顧客への過度な集中配分及び不公正な配分を行ってはならないものとし、抽選以外の方法による個人顧客への配分について、抽選による配分の一顧客当たりの平均数量と比較しその格差が過大にならないよう、また、同一の顧客に対する反復継続した配分とならないよう留意します。

- なお、当社におきましては、顧客の損失を補填し又は利益を追加する目的での株券等の配分を行なわない等、金融商品取引法や自主規制団体の規制を遵守することはもとより①発行会社が指定する者、②当社の役職員、③当社に対して特定の利便を与えうる等、社会的に不公平感を生じせしめる者、④暴力団員及び暴力団関係者、いわゆる総会屋等社会的公益に反する行為をなす者への配分を行なわないこと、⑤新規公開株の配分において同一顧客への過度な集中配分を行わないこと、更に他の商品の購入を条件に新規公開株の配分を行う等の不正な配分を行わないなど、その配分のあり方について社内規程に明記し遵守に努める所存であります。
- 株券等を配分した先のお客様（個人を除きます。）の一部につき配分規程に定めるところにより、そのお客様の名称及びそのお客様に配分した株券等の数量の情報を、主幹事証券を通じて、株券等の発行会社に提出します。
- 以上のような配分の基本方針に基づき、企業の円滑な資金調達活動に貢献しつつ、公正な配分を通じて証券市場の発展に寄与していくことが、当社の使命であると考えております。

（平成18年2月22日制定 平成24年9月6日最終改正）